○外務省告示第百六号

平成二十七年三月十八日にニューデリー（インド）で、第二次救急車整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次救急車整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億七千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年二月二十八日まで
4　署名者
日本側　八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十七億二千万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　**樋口**建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、マンダレー市上水道整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マンダレー市上水道整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億五千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年八月三十一日まで
4　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、ヤンゴン市無収水削減計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ヤンゴン市無収水削減計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における少数民族地域及びヤンゴンにおける貧困層コミュニティ緊急支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域及びヤンゴンにおける貧困層コミュニティ緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億三千百万円
3　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
国際連合側　ビジェイ・カマチャリヤ国際連合人間居住計画ミャンマー事務所代表

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十一号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における少数民族地域における避難民緊急支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における避難民緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億七千九百万円
3　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
国際連合難民高等弁務官事務所側　ジュゼッペ・ヴィンセンティス在ミャンマー事務所代表

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十二号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における少数民族地域における子供に対する緊急支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における子供に対する緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億五千二百万円
3　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
国際連合児童基金側　アーロン・グリーンバーグ在ミャンマー事務所副代表代行

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十三号

平成二十七年三月十九日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における少数民族地域における緊急食糧支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における緊急食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　署名者
日本側　**樋**口建史在ミャンマー大使
世界食糧計画側　ドム・スカルペッリ在ミャンマー事務所代表

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十四号

平成二十七年三月二十三日にジブチで、ジブチ・ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジブチ・ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千四百九十万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　西岡淳在ジブチ大使
ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十七年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第八百十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十七年三月二十二日　第九十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
株式会社北海道有機認証センター　北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一

○農林水産省告示第八百十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正